

盛岡市デジタル技術実証実験事業補助金公募型プロポーザルに係る質問回答書

No	資料名称 (頁)	該当項目	質問内容	回答
1	公告（プロポーザル実施要領） (1頁)	1 事業の概要 (2) 事業目的	①本社が東京でも、主体で推進する事業所が盛岡市内であれば申請可能でしょうか。	実施要領に規定のとおり、本事業は「市の区域内に主たる事業所を有する情報サービス業、インターネット附随サービス業又は製造業を主たる事業として行う者若しくは当該事業者を主たる構成員とする事業者団体」が対象となります。